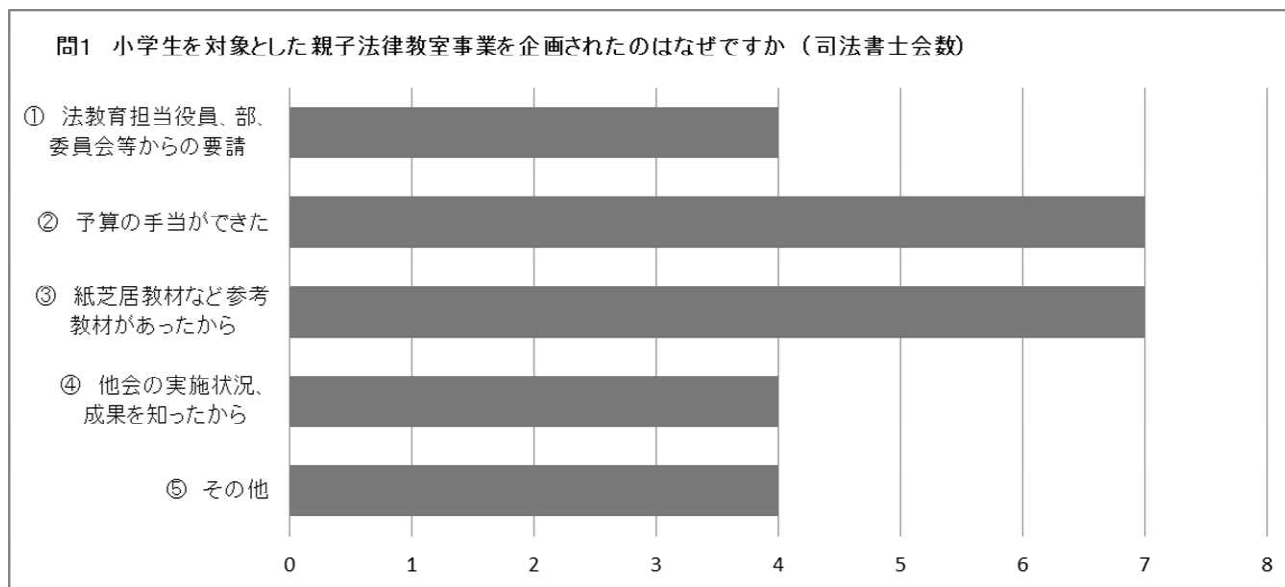


資料2 平成26年度(2014年度)親子法律教室事業実施会を対象とした

「親子法律教室事業に関するアンケート」集計結果

作成:司法書士法教育ネットワーク事務局 2015年6月21日

問1. 小学生を対象とした親子法律教室事業を企画されたのはなぜですか。(複数回答可)



⑤その他 (具体的に教えてください。)

- ・当会では毎年親子法律教室を開催しており、今回で第6回を数える。
- ・前年度に開催した同一内容の親子法律教室が参加者から好評であったため。
- ・既存事業がマンネリ化していたから

問2. なぜ、「小学生」対象に「法」を教える事業を企画されたのでしょうか。貴会の事情、企画趣旨など、事業目的を具体的に教えてください。

(福岡) 思考の枠組みが完成する前段階でリーガルマインドの基本に触れてもらいたいから。知識ではなく「考える」姿勢を身につけてもらいたいため。

(神奈川) 早い段階で、法律を意識させることにより、リーガルサービスの敷居を下げるため(司法書士の広報につながるため)。

(札幌) 「きまり」について考えたり、意見を発表することによって、「解釈するちから」「相談するちから」「提案するちから」などを子どものうちに身につける端緒としたいと考えたから。

(大阪) 当会では小学生を対象とした法律講座の実績がなく、また、他会の法律教室等を見学したところ、好評であったため。

(宮城) 小学生のうちから法教育の特徴である、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育をしたかったから。

(東京) 小学生のうちから「きまり(法)」には、様々な意味や背景があり、その「きまり」に対する考え方も、人によって違いがあるのだということに気付いてもらうこと。そして、次は自分のまわりの「きまり」を、新たな目で見えて、考えるきっかけにしてもらうこと。

(愛媛) 本教室は司法書士の専門性を生かした社会貢献活動のひとつであり、法解釈の初歩的な思考方法を子どもたちにも分かり易い教材、方法で伝えていくことで、司法書士の広報活動、関連機関等へアピールする機会としたい。

(広島)

・企画に至る背景： 当会では、20年以上前から高校生を対象として「司法書士による法律教室」を開催し、県内の多数の高校に司法書士を講師として派遣してきた。10年前からは法教育・消費者教育の発展を目的として各関係者(大学・高校の教員、消費者行政の担当者等)との法情報交換会を主宰し、語り合う中で小学生に対する法教育の重要性を認識し、平成21年から親子法律教室を企画・開催し、以後毎年1回行っている。

・法教育の捉え方： 法務省の法教育研究会が平成16年に発表した報告書では、法教育を、「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」として意味づけており、当会もこれと同じように理解している。そこで、親子法律教室のテーマについても個々の法律や条文について説明するのではなく、ルールや公正さ、公平、契約の自由と責任などの価値に関わるものを取り上げている。

・小学生を対象とすることの意味： 法が社会におけるきまりであることから、子どもたちが社会に出る前の段階で法について学ぶことは有益であり、社会の中で生きる力ともなる。子どもの発達段階に配慮しながらも法について学ぶことは大切であると考えます。

問3. 親子法律教室の準備段階で、司法書士が小学生に「法」を教える際に難しいだろうと考えていたことを、具体的に教えてください。

(静岡) 「考え方」という形のないものを教えるところ。

(愛媛) ・参加者が打ち解けて、活発な意見交換をしてもらうための対応。
・参加者の応募があるか否か。

(大阪) スタッフの中で実際に子どものいる方がほとんどなく、また、法律講座の実績が無いため、小学生に打ち解けることができるかどうかが問題でした。

(札幌) 当日のチューター役は、若手司法書士が多く、日頃小学生と接する機会が少ないので、接し方、言葉の選び方などに特に注意を要すると考えた。

(神奈川) 日常生活において常に法が関わっていることを伝えるため、それを意識させること(簡易な用語等)。

(宮城) 「法律」という言葉に構えてしまったり、抵抗を感じないだろうかということ。

(東京) ・飽きずに興味をもって聞き、ワークをしてもらうこと。
・概念的なものを具体的に自分のこととして捉えられるかどうか。

(福岡) きまり・ルールを解釈していくことは、ひとりよがりな、自分勝手な解釈でもいいのだ!と誤解されるのではないかと不安であった。

(広島)

① 独自教材の作成： 第1回からすべて独自教材で実施しているため、対象となる学年(3年生から5年生)の発達段階に合った企画を作るのに困難を要した。当会では、第3回の開催以降、私法分野に力を入れて取り組んできたが、小学生を対象とした法教育では私法分野の授業を作るために参考となる資料や教材が少なく、この企画ではたして本来の目的を達成できるのかという不安があった。また、私法分野では学校生活において原則禁止されている個人間の貸し借りや売買などをテーマとして扱うため、保護者からの反発があるのではないかと意見もあった。

② 法律用語や概念の説明： 学問や実務の場面においては、当然ながら法律用語や概念について正確な定義づけや説明が必要となる。一方で、子どもたちを相手に説明するときには、普段子どもたちが使うような言葉の世界、平易な表現をしていく必要がある。この両者を同時に満たすことは難しい。

③ 子どもたちの理解を助けるために： 法やその基礎となっている価値については、より平易な表現であっても、講義形式のように、一方的に法について話すだけでは、子どもたちが理解することは難しい。

問4. 問3で難しいだろうと考えていたことにつき、その克服のために開催当日までに工夫されたことがあれば、具体的に教えてください。

(静岡) 用意しておいた立札に自分達で考えた「決まり」を記載させ発表させた。

(神奈川) 福岡県司法書士会の教材使用(絵本)。

(札幌) 「法律」教室とはうたっているが、「きまり」についてみんなで一緒に考えているために、進行・手助けをするのが役割と考え、とにかくやさしい言葉を用いてフレンドリーに接することができるように模擬グループワークを数回行い、お互いに指摘しあった。

(大阪) 特には無いが、人気キャラクターのイラスト入りの鉛筆を使用したり、なんとか話題をつくって溶け込もうと考えた。

(宮城) 法律そのものではなくきまりについて考えるということをアピールし、当日も正解・不正解はないということを強調した。

(東京) ・前に出て行ってシール貼りをしてもらうなど。

・教材自体が物語でできておりビジュアル的にもよいので、教材に助けられている部分が多いと思います。

(福岡) 「きまりの解釈は、他人と生活していくうえでは、他人に思いをはせながら行うものである」というメッセージを伝えた。

(愛媛) ・アイスブレイキングに工夫をすることで、打ち解けた雰囲気や早い段階から醸成し、子どもたちに充実したグループワークの時間を確保する。

・事業について、直接保護者に対する案内が出来るよう工夫をすることで、より広くたくさんのお子たちに参加する機会をもってもらおう。

・参加してくれた親子に、参加記念品等を検討する。

(広島)

① 独自教材の作成 : 大学・高校の教員や、法教育に精通する関係者との情報交換会を積極的に開催し、確認や修正作業を行った。教育現場に立られている先生方の意見は大変参考になるものばかりで、改善点を多く指摘される一方で、不安に思っている点が解消されることもたくさんあった。例えば、個人間の貸し借りや売買をテーマとして扱うことについて、ある教員から「そのような学校では実質的に教えることができないテーマを、むしろ積極的に扱うべきだ。」という意見があり、その後の企画づくりにおいても活かされている。

② 法律用語や概念の説明 : 企画の段階で、直前まで用語の表現についてはプロジェクトチームで話し合いを行った。また、上記①にあるように、関係者との情報交換会において意見を聞き、よりの確な表現になるよう努めた。

③ 子どもたちの理解を助けるために : トラブル事例について具体的なストーリーを作り、スライドによって説明したり、参加者をグループに分けそこにチューターを配し講師の指示や説明を繰り返し行ったり、手や体全体を動かすことで体感させたりすることで、子どもたちがワークの内容をより理解できるよう努めた。

問5 差し支えない範囲で、(前記【2】基本情報③の回答に記載された)当日の指導・運営スタッフの皆さんの事業実施後の感想を、具体的に教えてください。

① 肯定的な感想(良かった点、評価できる事項などに関するもの)

- (大阪) ・教材が良くできていた ・思ったよりも小学生が発言してくれた
・保護者の方も協力的だった
- (札幌) ・奇抜な意見、建設的な意見等、こちらが驚かされる意見が多数でた。
・みんな真剣に楽しみながら参加してくれていた。
・親子別々のグループにしたが、保護者にもチューターをつけたのが、大人の意見、子どもの意見を比べることができて良かった。
- (神奈川) 子どもたちに積極的な発言をしていた(中心的)点
- (愛媛) ・具体的な教材があったので、上手に段取りができた。
・開催市教育委員会、市PTA連合会の募集協力が得られた。
- (宮城) ・アンケート結果を見ても、おとなも子どもも満足度が高いようで良かった。
・小規模な開催でも十分できることが分かって良かった。
- (東京) ・チューターの果たす役割は重要である。
・子どもの発想は柔軟で物事の本質をよくみている。
- (福岡) 参加者の人数など、運営側が目指していた形で実施することができた点。
- (広島) 本事業では、子どもたちに教えるというよりも、大人が教わることの方が多いと思われる。子どもたちにとって内容が高度過ぎ、理解ができないかもしれないと大人が懸念するようなことであっても、子どもたちは柔軟な発想により、大人が想定する以上の回答をすることが少なくない。これは子どもたちが、学校や家庭の中で、しっかりと法感覚を養っているということの証左ではないだろうか。こうしてみると、子どもが法感覚を発揮することのできる本事業は、子どもの法体験の第一歩として非常に有益なものと考えられる。

来て良かったという声をアンケートや来場者から聞くと、こちらもやって良かったという気持ちになる。今回(第6回)のテーマはまさに子どもたちに身近なものであり、普段の生活や学校で生かしたいとの声があった。法律は社会に出てから使うものというイメージがあるが、その背景にある価値や意味については子どもたちの周りにもあり、また実践できるものであると感じた。

② 否定的な感想(悪かった点、改善すべき事項などに関するもの)

- (愛媛) アイスブレイキングにうまく加われない子どもが出てきたときに、上手に加わらせてあげきれなかった。
- (神奈川) おとな(親)が熱くなりすぎたため、その調整をスタッフができなかったこと。
- (札幌) ゲーム的な要素を少し取入れると、集中力がもっと持続できるのかも。
- (大阪) 小学生が発言する時間を多くとることができたが、その間、退屈している生徒も多く、改善の必要があった。
- (東京) ・学年による差がある ・子ども同士で意見交換する時間的余裕がない
・チューター1名に子ども6名の班分けでは目が行き届かない
- (福岡) 運営スタッフの数がやや不足した点。
- (広島) 子どもたちへの対応や接し方が、まだまだ完全にうまくできているとは言えない。とくに、なかなか意見を言えない子どもに、どのように接すればいいのかを考える必要がある。事業の内容を充実させるために、時間をかけてトコトコ話し合ったが、会議の方法など効率的にできる部分はある。当日の進行や準備など、細かいところで運営に気を付ける必要がある。

問6 参加された小学生や保護者の感想を紹介した広報物は作成されましたか。(複数回答可)

①広報物の制作予定無し	②公式ウェブサイトへの記事掲載		③会報等、会員向け広報誌への記事掲載		④一般市民等に対する広報物への記事掲載		その他
	掲載済	準備中	発行済	準備中	発行済	準備中	
4	3	0	2	0	1	0	0

問7. 問2で回答をいただいた事業目的は達成されましたか。

①大いに達成	②ほぼ達成	③達成できなかった	④その他
2	5	0	3

④ その他(具体的に教えてください)

- ・すごく新鮮で、参加者の評価も高かった。
- ・一度きり、2時間だけの教室で効果があるのかは分からない。
- ・定員以上の応募があり、新聞記事やテレビニュースにも取り上げてもらうことができた。

問8. 問2で回答をいただいた事業目的を超えて貴会にとって有益であったことなど、予想外の手応えを感じたことがあれば、具体的に教えてください。

(静岡) 対外的な広報効果。

(愛媛) 広報部員だけでは人数が足りず、会員の協力を得ることが必要となったが、そのために法教育に対する会員の理解が広がったと思う。

(神奈川) いつも応募者多数のため落選通知を出さなければならないので、予算の関係もあるが定期的に関催したいと考えている。

(札幌) マスコミの取材もあり、司法書士の制度広報にもなった。

(宮城) 少人数のスタッフ、小規模な開催でも満足した親子法律教室が開催できるということが分かったこと。

(大阪) 予想外に小学生及び保護者の反応は良かったと思われる。

(福岡) 参加保護者から、次はいつ開催するのか?という声を多数いただいた。

(広島) 他会から多数の司法書士に見学に来ていただき「今後、当会でも親子法律教室を開催したい。」と言って帰られる方も少なくなかった。我々の活動が、法教育の輪を広げるため少しでも役に立ったのだと思うと、これまでの苦労も吹き飛ばし、今後のモチベーションにも繋がった。

事業について議論することを通して、法教育とは何か、法やその基礎となる価値とは何かを、常に考え、認識を深めることができた。また、難しい概念を子どもにも分かるように説明する技能は、私たち司法書士の日常業務においても役立つものであると思った。

定員を大幅に上回る申し込みをいただき、司法書士の行う法教育事業についての期待をひしひしと感じる。

問9. 平成27年度も貴会において、小学生を対象とした親子法律教室を実施されますか。

①実施する方向で事業計画を立案中	②実施するかどうかは未定	③実施予定無し
6	3	0